

20 産地活性化総合対策事業

【10,704(6,515)百万円】

対策のポイント

農業の持続的発展に向けた所得の増大、食料自給率の向上に向けた戦略作物の生産拡大や鳥獣被害対策の推進による産地の活性化を支援します。

<背景/課題>

- ・農業所得が減少し、農業の持続性が危機的状況にある中、国民への食料の安定的供給を図っていくためには、産地の収益力向上のための取組を推進する必要があります。
- ・食料自給率・飼料自給率の向上のため、大幅な生産拡大が求められる戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米等）等の生産拡大を図る取組を推進する必要があります。
- ・県域を越えて移動する野生鳥獣に対して効果的な対策を行うためには、各地域の取組だけでなく、県域を越えて連携した広域的な鳥獣被害防止の取組の推進が必要です。

政策目標

事業実施産地における事業効果（農業産出額の増加や農産物供給拡大効果、被害低減効果等を貨幣換算したもの）の総計 約600億円

<主な内容>

1. 産地の収益力向上への取組に対する支援

産地の収益力を向上させるため、産地の関係者が組織する協議会により策定されたプログラム等に基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通の合理化の取組を支援します。

2. 食料自給率向上に向けた生産拡大の取組に対する支援

麦、大豆、新規需要米等については産地が大幅に生産拡大するための体制づくりや多収性稲種子の確保等を、粗飼料については広域流通体制の整備や放牧の拡大等による飼料生産拠点の形成等を支援します。あわせて、これらの取組に必要な共同利用施設の再編・整備を支援します。

3. 広域的な鳥獣被害対策の取組に対する支援

県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成を支援します。

補助率：

1. については、定額、6/10、1/2、1/3、1/10以内
2. については、定額、5.5/10、1/2、1/3、1/10以内
3. については、定額、2/3、5.5/10、1/2以内

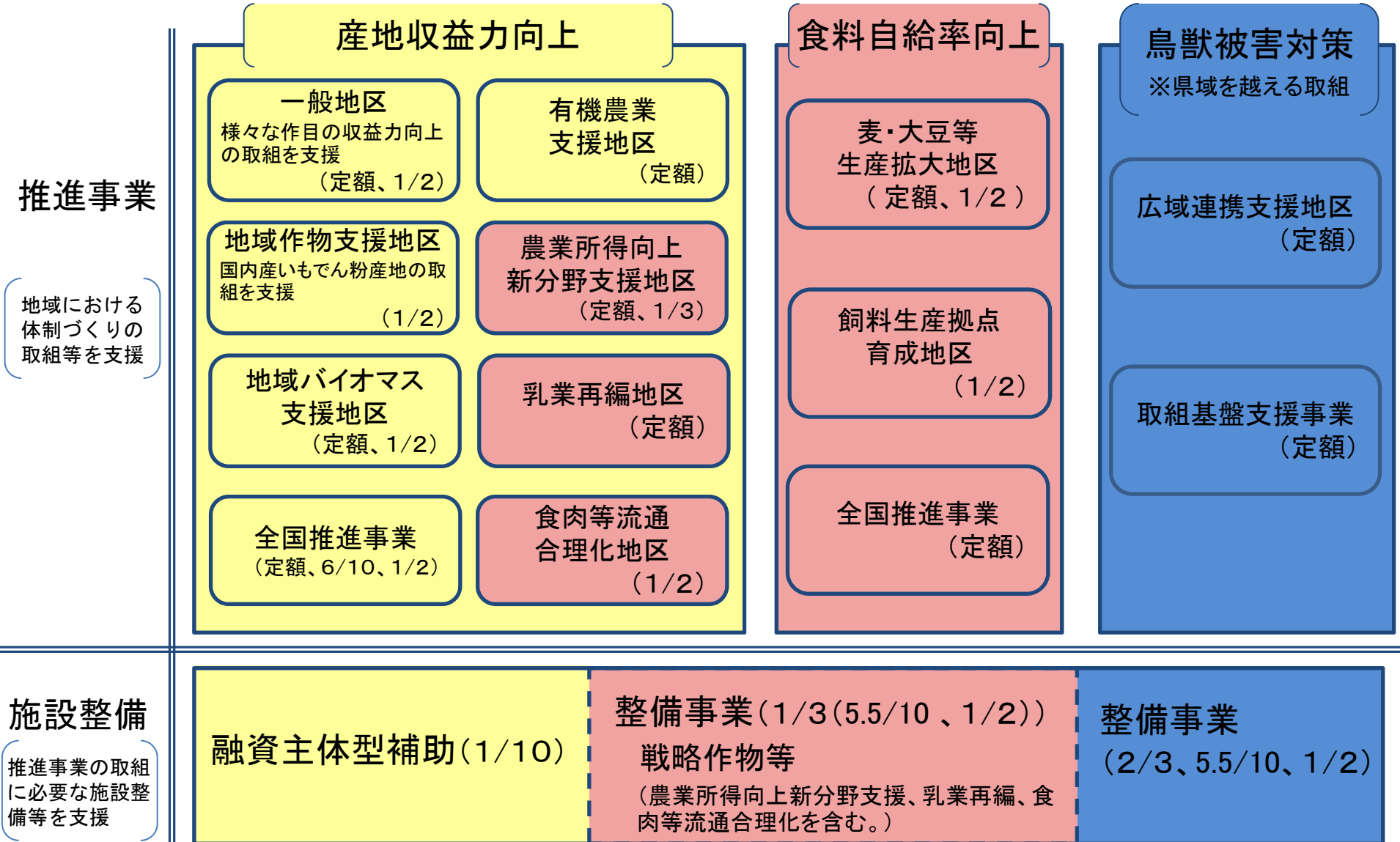
事業実施主体：協議会、民間団体等

お問い合わせ先：

- 1・2の事業 生産局総務課生産推進室（03-3502-5945（直））
- 3の事業 生産局農業生産支援課（03-3591-4958（直））

産地活性化総合対策事業

産地における収益力の向上、食料自給率の向上、鳥獣被害の防止に向けた取組を総合的に支援し、産地の活性化を図ります。



注1) ()内は、補助率

注2) 産地収益力向上及び食料自給率向上の取組に必要な機械等は引き続き農畜産業機械等リース支援事業(産地活性化型)で支援